告示

○政治資金適正化委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五二〇〇	二、一四	岩瀬　貴之

○政治資金適正化委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年三月六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
三四七七	青坂　彰	二、六、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号

○法務省告示第百十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十九年三月六日

法務大臣　金田　勝年

静岡地方法務局所属　　樋口　勝男

○法務省告示第百十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月六日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社テクノ九州	佐賀県神埼市神埼町尾崎二千八百七番地
	溶接

○法務省告示第百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月六日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの株式会社アクセスの項中「塗装、」を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社アクセス	埼玉県さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔千二百二十五番地三
	塗装

○法務省告示第百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十九年三月六日

法務大臣　金田　勝年

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名　称	所　在　地	実習内容
株式会社由利	兵庫県豊岡市上陰百六十四番地五	かばん・バッグ製造

二　対象となる者　平成二十九年三月六日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○外務省告示第七十三号

一　平成二十八年五月十七日付け外務省告示第百六十三号、同年五月二十日付け外務省告示第百七十号及び同年六月十六日外務省告示第二百十号に関し、ドミニカ共和国政府は、昭和五十五年十月十日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」の加入書を平成二十二年六月二十一日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年十二月二十一日にドミニカ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年六月二十一日付け国際連合事務総長書簡）

二　平成十年十二月二日付け外務省告示第五百四十号に関し、モナコ公国政府は、前記の条約の加入書を、平成九年八月十二日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約及びその議定書Ⅰは、平成十年二月十二日にモナコ公国について効力を生じた。

（平成九年十一月十日付け国際連合事務総長書簡）

三　平成十六年一月三十日付け外務省告示第三十五号及び平成二十八年五月二十日付け外務省告示第百七十号に関し、大韓民国政府は、前記の条約の加入書を、平成十三年五月九日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約及びその議定書Ⅰは、平成十三年十一月九日に大韓民国について効力を生じた。

（平成十三年五月三十一日付け国際連合事務総長書簡）

四　平成十九年十月二十六日付け外務省告示第五百八十七号、平成二十八年五月二十日付け外務省告示第百七十号及び同年六月十六日付け外務省告示第二百十号に関し、モロッコ王国政府は、前記の条約の批准書を平成十四年三月十九日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅱに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約及びその議定書Ⅱは、平成十四年九月十九日にモロッコ王国について効力を生じた。

（平成十四年四月五日付け国際連合事務総長書簡）

五　平成二十八年五月二十日付け外務省告示第百七十号及び同年六月十六日付け外務省告示第二百十号に関し、ニカラグア共和国政府は、前記の条約の批准書を平成十二年十二月五日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰ及びⅢに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約並びにその議定書Ⅰ及びⅢは、平成十三年六月五日にニカラグア共和国について効力を生じた。

（平成十二年十二月五日付け国際連合事務総長書簡）

五　平成二十八年五月二十日付け外務省告示第百七十号及び同年六月十六日付け外務省告示第二百十号に関し、ニカラグア共和国政府は、前記の条約の批准書を平成十二年十二月五日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅰ及びⅢに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約並びにその議定書Ⅰ及びⅢは、平成十三年六月五日にニカラグア共和国について効力を生じた。

（平成十二年十二月五日付け国際連合事務総長書簡）

六　コートジボワール共和国政府は、前記の条約の受諾書を平成二十八年五月二十五日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅱに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約及びその議定書Ⅱは、平成二十八年十一月二十五日にコートジボワール共和国について効力を生じた。

（平成二十八年五月二十七日付け国際連合事務総長書簡）

七　平成二十八年六月十六日付け外務省告示第二百十号に関し、バーレーン王国政府は、前記の条約の加入書を平成二十八年三月十一日に国際連合事務総長に寄託するとともに、同条約の議定書Ⅲに拘束されることに同意する旨を通告した。よって、同条約及びその議定書Ⅲは、平成二十八年九月十一日にバーレーン王国について効力を生じた。